

第715回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年 2月 14日（水） 12時より

2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)特例申告又は特例委託申告に係る関税等の納期限延長が行われた場合における当該納期限の取扱いについて
業務部 山田収納課長
 - (2)粉乳等に係る特別緊急関税の発動について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (3)知的財産に係る税関への新規・追加差止申立てについて
業務部 小林知的財産調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 平成30年3月13日(火) 12:00～</p> <p>開 催 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp</p>
--

機 1

2018年2月14日
1年未満(2018年2月28日)
業務・収納課

本関地区 通協

○特例申告又は特例委託申告に係る関税等の納期限延長が行われた場合における当該納期限の取扱いについて

本年2月中に輸入申告が行われた関税法第7条の2に規定する特例申告貨物について、同法第9条の2第3項等に基づく関税等の納期限の延長がなされた場合における当該延長後の納期限については、本来6月4日(月)が納期限の延長手続後の納期限になりますが、間接税の納期限を延長する場合の納期限等の取扱いを定めた国税庁長官通達「間接税の納期限の延長期限等の取扱いについて」(昭和60年1月30日付間消1-5ほか2課共同)1 ただし書と同様に取り扱い、「5月31日」が納期限となりますのでご注意ください。

(例)2018年2月1日に輸入申告が行われた特例申告貨物の場合

・特例申告書の提出期限: 2018年4月2日(月)

(※)同年3月31日が土曜日のため。

・関税等の納期限の延長手続後の納期限: 2018年5月31日(木)

(※)同年6月2日が土曜日のため本来は同年6月4日(月)が関税等の納期限の延長手続後の納期限になるが、本取扱いにより5月31日(木)を指定する。

詳細につきましては、業務部収納課又は申告官署の収納担当部門までお問い合わせください。

粉乳等に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】粉乳等（別表第1の6の4の項）に係る特別緊急関税の発動について

2018年1月31日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、粉乳等（別表第1の6の4の項）に対して平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の3発動後のNACCS用品目コードについては平成30年2月1日から使用可能となります。

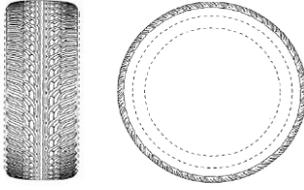
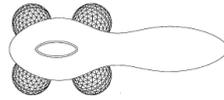
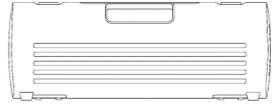
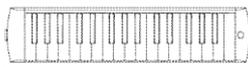
【粉乳等（別表第1の6の4の項に係る発動対象品目）】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
040210129+	0402101291	その他のもの
	0402100016	暫定法第7条の3発動後のもの
040210212+	0402102120	その他のもの
	0402100020	暫定法第7条の3発動後のもの
040210217+	0402102175	その他のもの
	0402100031	暫定法第7条の3発動後のもの
040210229+	0402102293	その他のもの
	0402100042	暫定法第7条の3発動後のもの
040221119+	0402211191	その他のもの
	0402210012	暫定法第7条の3発動後のもの
040221129+	0402211294	その他のもの
	0402210023	暫定法第7条の3発動後のもの
040221212+	0402212123	その他のもの
	0402210034	暫定法第7条の3発動後のもの
040221217+	0402212171	その他のもの
	0402210045	暫定法第7条の3発動後のもの
040221229+	0402212296	その他のもの
	0402210056	暫定法第7条の3発動後のもの
040229119+	0402291190	その他のもの
	0402290011	暫定法第7条の3発動後のもの
040229129+	0402291293	その他のもの
	0402290022	暫定法第7条の3発動後のもの
040229291+	0402292914	その他のもの
	0402290033	暫定法第7条の3発動後のもの

税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H29年12月～H30年1月受理分)

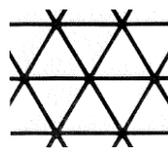
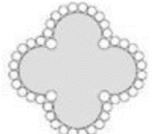
【12月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	自動車用タイヤ	「自動車用タイヤ」に係る意匠	【正面図】 【右側面図】 	横浜ゴム株式会社
著作	スマートフォンケース (品名追加)	映画著作物「となりのトトロ」に係る著作	【大トロ】 	株式会社スタジオジブリ
商標	Wiiリモコン、Wii用ヌンチャク、 WU用ヌンチャク、WU Fit、 Wii用ディスク、 WU用バッテリーパック、 Wii用バッテリーパックおよびスタンド、 Wii用ACアダプタ、 Wii用LANアダプタ、 Wii用コンポートケーブル、 Wii用バッテリーチャージャー、 Wii用センサーバー、 Wii用リモコン装着具、 Wii用リモコン、アダプタ、 Wii U PROコントローラー	「Wii」「Wii Fit(標準文字)」「 NUNCHUK(標準文字)」「 Wiiリモコン(標準文字)」「 Nintendo」の商標	 Wiiリモコン(標準文字)、 NUNCHUK(標準文字)、 Wii Fit(標準文字)	任天堂株式会社
意匠	美容用ローラー	「美容用ローラー」に係る意匠	【平面図】 	株式会社MTG
意匠	鍵盤ハーモニカ用ケース、 鍵盤ハーモニカ	「鍵盤付吹奏楽器用ケース及び 鍵盤付吹奏楽器」に係る意匠	【鍵盤ハーモニカ用ケース】  【鍵盤ハーモニカ】 	ヤマハ株式会社
商標	自転車、自転車用フォーク、 自転車用シートポスト、自転車 用フレーム、自転車用クランク、 自転車用ハンドル、自転車用ス テム	「Lの図形」に係る商標		フェダール エンタープライズ カンパニー リミテッド

【1月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	家庭用テレビゲームおもちゃ	「FAMILY COMPUTER」に係る商標	FAMILY COMPUTER	任天堂株式会社

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
著作	財布、スマートフォンケース、缶バッジ、Tシャツ、バッグ、キーホルダー、マウスパッド、クリーナークロス	映画の著作物「ラブライブ!サンシャイン?」に係る著作		株式会社サンライズ
意匠	電子タバコ用カートリッジ (侵害理由追加)	「たばこ吸引具カートリッジ」に係る意匠	【左方斜視図】  【正面図】 	日本たばこ産業株式会社
商標	かばん類、財布 (権利・侵害理由追加)	「三角形を6枚組み合わせた六角形の図形」に係る商標		株式会社三宅デザイン事務所
商標	ペンダント、ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング	クローバーの図形に係る商標		ヴァンクレフ エ アルペル エス アー



税関への差止申立て情報は税関HPIに掲載しています
税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs